

マルチコピー機の操作方法 ※機器により表示内容が違います

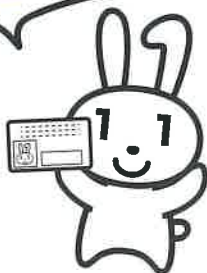
- STEP 1** マルチコピー機で「行政サービス」を選択します。
- STEP 2** 「証明書交付サービス」を選択します。
- STEP 3** 所定のカード置場に、マイナンバーカードを置き、読み取りします。
- STEP 4** 証明書交付市区町村を選択します。
- STEP 5** 暗証番号を入力します。
(利用者証明用電子証明書の数字4桁)
- STEP 6** カード置場からマイナンバーカードを取り外します。(お取り忘れにご注意ください。)
- STEP 7** 画面を操作して証明書の種別(例:住民票)、交付種別(例:本人のみ)、記載事項(例:世帯主・続柄)、必要な部数を入力します。※発行内容を確認してください。
- STEP 8** 料金をお金の投入口に入金します。
- STEP 9** 印刷された証明書を受け取ります。
※取り忘れ防止用の音声案内が流れます。
証明書を取った後に、音声停止用ボタンを押してください。
- STEP 10** 領収書をお取りください。

注意事項

- マイナンバーカードを持っている本人に限り利用でき、本人以外が取得することはできませんのでご注意ください。
- 市役所窓口で発行している証明書と様式が一部異なるほか、用紙も異なるものを使用しています。また、コンビニ交付ではマイナンバー等、住民票に記載できない項目がありますので必要な方は市役所窓口で取得してください。
- 暗証番号を連続で3回間違えると利用できなくなり、その場合は市役所で手続きが必要になります。
- コンビニ交付により取得した場合、返金・交換はできません。
- マイナンバーカードを取得したばかりの方、市外からの転入者でカードの継続手続きをした方、利用者証明用電子証明書の更新を行った方は、2営業日後から利用可能になります。
- 住民票は1通あたり複数枚にわたる証明書の場合でも、ホチキス止めはされません。ページ番号と固有番号が印刷されますので、確認の上取り忘れにご注意ください。
- 住所の異動(転入・転居)や戸籍の届出を行った場合、内容が反映されるまで数日かかります。また、転出手続きを行った方は証明書の発行ができません。

※詳しくは稚内市のホームページをご覧ください。

便利なマイナンバーカード
ぜひ作ってね!



マイナンバーカードの申請方法

コンビニ交付サービスをご利用いただくには、利用者本人のマイナンバーカードが必要です。ご自宅に申請書が届いている市民の方は、スマートフォンで申請書に記載の QR コードを読み取って申請手続きをすることができます。または、申請書と写真(3.5×4.5センチ)を、稚内市役所や携帯ショップ等に持参し、申請手続きをすることができます。

申請書がない市民の方は、本人確認書類(運転免許証など)をお持ちのうえ、稚内市役所にお越しいただくか、お電話でお問い合わせください。

